

決 定 書

異議申出人

鳥取県岩美郡岩美町

橋本 恒

異議申出人（以下「申出人」という。）が令和８年７月１６日付で提起した同年７月１２日執行の岩美町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、岩美町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨及び理由の要旨

１ 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人博田凌太（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求め本件異議申出を行ったものである。

２ 理由の要旨

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）の規定では、市町村議会議員選挙の被選挙権の要件の前提である当該選挙の選挙権の要件として、「引き続き３箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」とされているが、当選人は選挙期日前３箇月の期間中、町内に生活の本拠を有していないことからその要件を満たさず、本件選挙の被選挙権を有しないため、当選は無効である。

争 点

市町村議会議員の被選挙権は、当該議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上の者が有するとされ（法第10条第1項第5号）、市町村議会議員の選挙権は、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するとされる（法第9条第2項）。

従って、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間に引き続き3箇月以上岩美町内に住所を有していた者であるか否かという点にある。

決定の理由

当委員会では、本件異議申出について審査した結果、申出書としての形式的な要件を満たしていることから、令和8年7月27日付でこれを受理した。

審理にあたっては関係法令に従い、申出人と当選人をはじめとした関係者への聞き取り、当選人より提出された各証拠物及び法216条第1項の規定により準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第33条に基づき職権で得た資料に基づき慎重に行った。

1 住所認定の解釈

法第9条第2項にいう住所とは、民法（明治29年法律第89号）第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解され、また、特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているべきものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判決）とされている。

その意義について判例に照らすと、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきではない。」（昭和35年3月22日最高裁判決）とされ、また「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転入届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものとして扱うことはできないのである。」（平成9年8月25日最高裁判決）とされてお

り、客観的要素を主として検討されなければならない。

「生活の本拠」の定義については、「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である。」（東京高裁令和3年12月23日判決）とされ、また、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである。」（大阪高裁平成23年12月20日判決）との判示がある。「客観的な生活の本拠たる実体」を具備しているか否かの判断については、他に特別の事情がない限り現に起臥しているところに住所があるものと認定して差し支えないとされている。

次に「引き続き3箇月以上」の期間については、民法に規定する期間計算の一般原則に基づき、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3箇月目において起算日に応答する日の前日に3箇月に達すると解されている。本件の場合、令和8年4月12日から本件選挙の期日である令和8年7月12日までの間（以下「本件期間」という。）、引き続き本町内に住所を有する必要がある。

以上の観点から、当選人が本件期間において本町内の一箇所で現に起臥していたか否かについて決定する必要があるが、それを客観的に証明することは非常に困難であるため、電気、水道の使用状況や当選人その他の者からの証言及び提出資料並びに職権で得た資料に基づき、総合的に判断することとした。

2 当選人の住民票における住所の移動

転入前住所：京都府向日市

（以下「前住所」という。）

転入後住所：鳥取県岩美郡岩美町

（以下「現住所」という。）

現住所への転入届は令和8年3月19日付で提出されている。

3 申出人の主張の要旨

当委員会では本件異議申出について、申出人に聞き取りを行った。申出人の主な主張は次のとおりである。

令和8年5月22日に本件選挙の立候補予定者説明会が開催された際に新人候補者の陣営が複数出席されており、自分を含めた当時の現職議員は皆興味を持った。特にその中でも当選人はその場で本人が立候補を明言したほか、説明会終了後に、■■■■に居住していることを含め様々なことを同僚議員（当時の現職議員）に話していたため強く印象に残っていた。

その後、自分が町内で政治活動を行う中で、■■■■■に行った際に「当選人は実際には住んでいないのではないか」という話を居住する複数の方から聞いた。同じく政治活動で訪れた同僚議員何名かも複数の方から同様の話を聞いているとのことだった。正確な人数は分からない。自分が話を聞いた方がどなたであるかは当事者に迷惑が及ぶ可能性があり、自身の信用にも関わる問題であるため明かすことはできない。

4 当選人の主張の要旨

当委員会では本件異議申出について、当選人に聞き取りを行った。当選人の主な主張は次のとおりである。

(1) 立候補要件に関する認識について

立候補を決意した時点では本件選挙の立候補要件として前3箇月間の居住実態が必要であることをはっきりとは認識しておらず、立候補準備をする中で5月下旬頃に知った。期日から3箇月以上前に転入の届出が必要であるということは認識していた。

(2) 住所移転の目的と経緯について

岩美町への転入の目的は本件選挙に立候補するためであり、令和8年3月19日付で現住所への転入を届け出た。現住所の家屋には元々祖父母が住んでいたが、祖父母が亡くなった後は空き家になり父が定期的に維持管理に訪れていた。自分も高校卒業までは同集落内の別家屋で暮らしており、故郷のために何かしたいという思いで単身帰ってきた。

前住所は京都府向日市内に知人が借りている賃貸物件であり、その知人と自分の2名で住んでいた。自分が転出した後にも知人はそのままそこに住んでいる。そういった事情からそこまで大きな荷物もなかったため、借りた車で3月19日にほぼ身一つの状態で手荷物を運び現住所に引っ越してきた。業者や知人には一切頼っていない。

(3) 仕事とそれに伴う出張について

職業は自営業（■■■■■）であり、元々は前住所を拠点として営業していたが店舗はなく出張専門。現住所に転入後も、京都府内に顧客が多いためどうしても仕事で前住所に滞在せざるを得ない日が複数あった。本件期間中に限れば4月に10日間、5月に7日間、6月に5日間それぞれ前住所に滞在している。運転免許証は持っているが車を所持していないため、前住所への往復手段は主にバスであった。

(4) 現住所での日常的な生活について

日中は家にいてノートパソコンで調べものをするが多かった。インターネ

ットへの接続はスマートフォンのテザリング機能を使用。自炊は全くせず、買ってきたものを食べるか外食していた。入浴は主に友人に車を出してもらい鳥取市内の銭湯に行っていたが、何度か友人宅の風呂も借りた。自宅で入浴しなかった理由は湯が出なかったため（エコキュートの設定の問題）だが8月に解消している。ガスの契約はしていない。洗濯は10日に1回程度まとめて自宅の洗濯機でしていた。そもそも生活リズムが異なっているということに加えて4月、5月頃には自身のメンタルが不調で家にこもりがちだったため、結果として近所に住んでいる方とはあまり会っていない。

（５）住所変更等の手続について

運転免許証の住所は変更済。その他、預金通帳のうち1つは住所変更手続をした。また、現住所の水道及び電気の使用人名義を転入と同時に父から自分に変更した。

（６）家族について

現住所には自分1人で居住している。祖父母と母は故人。父は■■■■、兄2人は■■■■といずれも遠方に住んでおり、自分の現住所への居住実態について何か意味のある証言はできないと思われる。

（７）自身の居住実態について

以上述べたとおり、仕事の都合上スポット的に前住所である京都府と行き来していたことは事実だが、それ以外の日は間違いなく現住所である■■■■に居住していた。

５ 当選人が提出した証拠書類

- （１）現住所家屋の電気使用量が分かるもの（検針期間：令和8年4月13日～7月12日の使用量のお知らせ、請求書）
- （２）本件期間における岩美町内と鳥取市内での食料・日用品購入に係るレシート・領収書及びWeb上の決済履歴を示す画面のスクリーンショット画像
- （３）運転免許証の写し

６ 当委員会が認定した事実等

当選人から提出された証拠書類及び当委員会が職権で収集した証拠書類等からは次の事実が認められる。

（１）本町に対して行われた住民異動届出

当選人は、令和8年3月19日付で前住所地から現住所地に単身で転入した旨を本町へ届け出ている。

(2) 選挙人名簿への登録

当選人は、本件選挙の執行に伴う選挙人名簿への登録に際し、法第22条第2項の規定に基づき、登録基準日である令和8年7月6日に選挙人名簿に登録されたものである。

(3) 現住所の土地家屋所有者

現住所の土地家屋所有者は当選人の父：■■■■■■■■■■である。

(4) 住所変更、名義変更手続

当選人は、転入届出日である令和8年3月19日付で現住所の水道使用者名義を父から自身へ変更している。また、令和8年3月27日付で運転免許証の住所を前住所から現住所に変更している。

(5) 現住所における電気使用量

当選人提出資料による。なお、使用者名義は当選人である。当選人によると、6月18日から6月21日にかけての期間は電気代を支払い忘れたことにより電力供給が止まっていたとのこと。

使用期間	使用電力量
R8.4.13～5.12 (5月分)	2kWh
R8.5.13～6.10 (6月分①)	12kWh
R8.6.11～6.17 (6月分②)	3kWh
R8.6.18～6.21 (6月分③)	—
R8.6.22～7.12 (7月分)	14kWh

(6) 現住所における水道使用量

当委員会が職権で調査した結果による。使用水量の推移を確認するため一部本件期間外を含む。

使用期間	使用水量
R8.3.18～4.18 (5月請求分)	1 m ³
R8.4.18～5.18 (6月請求分)	1 m ³
R8.5.18～6.18 (7月請求分)	2 m ³
R8.6.18～7.18 (8月請求分)	3 m ³
R8.7.18～8.18 (9月請求分)	4 m ³

(7) 食料・日用品の購入状況等

当選人提出資料による。本件期間内のうち、レシート・領収書及び決済画面データで岩美町内又は鳥取市内での食料・日用品の購入又は飲食店での支払が確認できた日数。(参考：前住所滞在日数は本人談による。)

期間	確認できた日数	参考：前住所滞在日数
R8.4.12～4.30 (19 日間)	4 日	10 日
R8.5.1～5.31 (31 日間)	15 日	7 日
R8.6.1～6.30 (30 日間)	20 日	5 日
R8.7.1～7.12 (12 日間)	5 日	0 日

7 当委員会の判断

以上を踏まえ、本件期間中、当選人が現住所に生活の本拠を有する者であったか否かを判断する。

(1) 居住実態の判断基準

一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができなければならない。必要最低限の行為には睡眠、食事、入浴、排せつ等が該当する。それらの行為をするためには、当該場所において電気、水道、ガスを使用することが当然想定される。これらを使用することなく当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用せずとも日常生活を営むことができる特別な事情が存在する必要がある。

(2) 現住所における居住実態の検討

ア 電気の使用量について

現住所での使用電力量は、令和8年4月～5月使用分が2 kWh、5月～6月使用分が計15 kWh、6月～7月使用分が14 kWhと推移している。一人世帯戸建住宅の平均使用電力量は平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査(東京都環境局)によると219 kWh、2024年度家庭の省エネハンドブック(東京都環境局)によると186 kWhであり、これらと比較すると当選人の使用量は著しく少ない。聞き取りによると、当選人の現住所における具体的な電気の使用状況は以下のとおりであった。

- ・日中、部屋の照明はあまり点けなかった。自分は光に敏感な性質なのであまり明るくないほうがよく、夜間もデスクライトを点けるだけであった。
- ・その他、日常的にはスマートフォン及びノートパソコンへの充電、ノートパ

ソコンでの作業時に電気を使用していた。

- ・エアコンについては本件期間中、数回しか使用していない。
- ・自宅には冷蔵庫、電子レンジがあるが引越当初から使っておらず、電源も入っていない。ポット等での湯沸かしも全くしていない。
- ・洗濯には自宅にある洗濯機を使用したがる、１０日に１回程度まとめて行っていた。
- ・テレビはあるが全く見ていない。
- ・本件選挙に落選した場合には前住所へ戻ることも検討していたので、総じて本件期間中においては家電等の生活環境を十分に整えられていなかった。

一般に 1 kWh で LED 電球であれば約 100 時間、ノートパソコン（通常の事務作業想定）であれば約 50 時間、エアコンであれば約 2 時間の使用が可能とされ、また 1 kWh でスマートフォン約 80 回分のフル充電、縦型洗濯機を使用して約 10 回分の洗濯が可能であるとされる。これらを参照した上で電力使用状況に関する当選人の証言が全て真実だと仮定して前住所への滞在日数を勘案し試算した結果、特にエアコンを使用しない時期において、炊事と入浴を自宅で行わないと主張する当選人の使用電力量が極端に少なかったことについては一定の理解が可能であるといえるが、それを客観的に立証する材料は不足している。

イ 水道の使用量について

現住所での使用水量は、令和8年4月～5月使用分が1 m³、5月～6月使用分が2 m³、6月～7月使用分が3 m³と推移している。一人世帯の平均使用水量は令和2年度生活用水実態調査（東京都水道局）によると8.1 m³であり、これらと比較すると当選人の使用量は著しく少ない。聞き取りによると、当選人の現住所における具体的な水道の使用状況は以下のとおりであった。

・現住所の給湯設備は電気で湯沸かしする所謂「エコキュート」であり、空き家になってからしばらく使用しておらず必要な設定等も行われていなかった。自分では再度使えるようにするための設定方法が分からず、何度か水のままでシャワーを浴びてみたがすぐに諦め、銭湯に行くようにした。元々年に何度か維持管理のため来ていた父親が8月に来て再設定してくれたので今は湯が使えるようになっている。

・以上の理由により、入浴については夜９時～１０時頃に銭湯（鳥取市内の〇〇〇〇）に中学時代の友人や鳥取市内在住の知人に車を出してもらって行っていた。頻度は３～４日に１回程度。銭湯に行くようになってから

も時折自宅での水シャワーで済ませていた。その他、町内の友人宅で本件期間中に3回程度入浴している。いずれの日も夕食を御馳走になって風呂を借りたのみで、宿泊はせず帰宅している。

・前述のとおり、自炊は全くしておらず、洗濯もまとめて行っていた。

以上の当選人の証言について当委員会で確認を行った。まず当選人の父親に確認を取った結果、給湯設備に関する経緯は当選人の発言の通りである旨の証言を得た。次に、銭湯に行っていたことを証するものが何かないと当選人に尋ねたところ、当該銭湯の料金支払方法は券売機による現金払いであるため領収書等が存在せず、また車を出してもらった知人に証言を依頼したが固辞されたとの返答であった。

当選人の証言が全て真実だと仮定し、令和2年度生活用水実態調査（東京都水道局）による平均使用内訳を参照すると、入浴と炊事にほぼ水を使用していない当選人の使用水量は一般的に使用する場合の約40％に留まる。この推定による使用量と当選人の証言による前住所への滞在日数を勘案し試算した結果を現住所の各月における使用実績と比較すると、極端に乖離してはいない。しかし、当選人の主張である居住していながら水をあまり使用しなかったということを立証する材料は不足している。なお、エコキュートの待機電力は一般的に1箇月間で約7kWhであるため、使用電力量実績からみても8月以前には当該設備の主電源自体が入っていなかったと推定され、その点は当選人及び当選人の父親の証言と整合していると認められる。

ウ ガスの未契約について

現住所の給湯設備は電気です湯沸かしするエコキュートである旨の当選人からの証言を受け、当委員会が現地確認した結果、当該設備が設置されていることを認めた。従って当選人がガス使用に係る契約を行っていないことは自然であると認められる。

エ 食料・日用品の購入状況等について

当選人より提出されたレシート・領収書及び決済画面データによると、当選人が本件期間中に現住所地の生活圏内（岩美町内及び鳥取市内）で食料・日用品の購入又は飲食店での支払をした日は、最低でも4月中に4日、5月中に15日、6月中に20日、7月中に5日存在する。内訳は岩美町内のものが36件、鳥取市内のものが8件であった。

当選人談による前住所滞在日数を抜くと、4月は4日／9日、5月は15日／24日、6月は20日／25日、7月は5日／6日（当選人は告示日である

令和8年7月7日以降、岩美町内で様々な選挙運動を実施しており町内に居たことが自明であるため、当委員会から特に証拠書類の提出を求めている）となり、当選人は仕事で前住所に滞在せざるを得なかった日を除き、概ね岩美町及びその生活圏内で生活していた可能性が高いと認められる。

比較的提出分の少ない4月及び5月前半の状況について確認すると、前3箇月間の最初の1箇月に当たる4月12日から5月11日の間、提出されたレシート・領収書及び決済画面データは4月13日、4月27日から29日、5月1日、5月3日、5月4日、5月10日、5月11日のものであった。この期間中の当選人談による前住所滞在日数を抜くと9日／18日となる。（4月15日から24日、5月7日から8日が当選人談による前住所への滞在日）当選人の証言によると4月下旬と5月の連休中が特にメンタル面での不調により体調不良だった時期であり家から出なかったが、その時期にも現住所からほど近い商店で何度か食料は購入していたとのことであり、4月27日から29日、5月1日、5月3日、5月4日分の領収書がそれに当たることが確認できた。

また、当選人の証言によれば、当選人はある程度の回数友人・知人と外食をしているほか、何度か友人宅で食事をしており、レシート・領収書及び決済画面データが提出されていない日があること自体は不自然ではない。

なお、購入した食料について特に冷蔵・冷凍保存すべきものはなく、冷蔵庫を全く使用していないとする当選人の証言と整合する。また、提出資料によれば本件期間中に当選人が食料を購入していたのは大半が現住所に最寄りの距離にして2km弱のコンビニエンスストアであり、当選人の移動手段である自転車を用いて5～8分程度で自宅へ到着可能であるため、電子レンジを全く使用していないとしても不自然ではない。

当選人の提出した領収書の宛名には全て当選人の姓が記載されていた。レシートについては、了解を得た上で当選人のスマートフォンを当委員会が確認した結果、当選人が利用していたキャッシュレス決済のカード番号とポイント会員番号がレシートに記載されていたものと照合できたため、当選人本人が支払ったものと認められる。

オ 周辺住民への聞き取りで得られた証言について

当委員会が当選人に聞き取りを行った際、本件期間中に現住所周辺で会った人物として名前の挙がった■■■■自治会長と■■■■区長に聞き取りを行った。

■■■■自治会長の証言によれば、当選人が学生の頃は自治会長宅の隣家に暮らしていたことから偶々当選人とは旧知であったが、転入後、選挙期日前に会ったのは6月下旬の一度だけであり、少なくともそれ以前には祭りや地区の行事

含め姿を見ていないとのことだった。

区長は当選人の転入を6月頃に知り、自治会への加入について2度に渡り当選人の自宅（現住所）で話をしたが、いずれも7月になってからであり、それ以前に何度か訪問した際には不在であったとのことだった。

その他、複数の近隣住民に聞き取りを行ったが、いずれも選挙期日が近付いた6月下旬或いは7月上旬になってからは当選人の姿を見かけたがそれまでは見ていないとの回答、または全く見かけたことがないとの回答であった。

これらの証言によれば6月下旬以前に現住所周辺で当選人の姿を見た住民はおらず、聞き取りを行った際の申出人の証言とも合致する。

しかしながら、当選人より提出された食料・日用品の購入に係るレシートを確認すると、それらの買い物の多くが夜間から深夜にかけての時間帯においてされたものであり、比較的高齢者の多い現住所付近の住民が当選人の外出している姿を目撃していないとしても不自然ではなく、これら近隣住民の証言のみをもって当選人の現住所での居住実態がなかったと判断することはできない。

8 結論

電気、水道の使用状況や当選人その他の者からの証言及び提出資料並びに職権で得た資料を総合すると、電気、水道の使用量は特に本件期間中の最初の1箇月間において極端に少なく、当選人と当選人の父親の証言がその特殊な使用実態と整合しているとはいえ、他に客観的に使用実態を証する材料が不足している。一方で、当選人より提出されたレシート・領収書及び決済画面データを精査すると、当選人は仕事で前住所に滞在せざるを得なかった日を除き、本件期間中は概ね現住所で生活していた可能性が非常に高いと認められる。少なくとも本件期間中において現住所に当選人の生活の本拠があったことを覆す程の事実を確認できず、これを無視して当選人が実際に居住していなかったと判断することは困難である。

よって、当選人は令和8年7月12日の時点で引き続き3箇月以上岩美町内に住所を有しており、本件選挙における被選挙権を有していたと認められる。

従って、本件異議申出における当選無効の決定を求めるとする申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和8年10月23日

岩美町選挙管理委員会
委員長 中島 隆敏

教 示

この決定に不服がある者は、公職選挙法第206条第2項の規定により、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で鳥取県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。